

## 令和5年第13回海老名市選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和5年9月1日（金）午前9時30分から
- 2 場 所 海老名市役所 7階 705会議室
- 3 出席委員 委員長 永江次夫  
委員 杉山秀雄 佐藤政夫 中島賢太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 内田局長、草薙係長、大和書記、柳田書記
- 6 会議の案件
  - (1) 議案第71号 選挙人名簿から抹消すること
  - (2) 議案第72号 選挙人名簿に登録する者を定めること
  - (3) 議案第73号 在外選挙人名簿から抹消すること
  - (4) 議案第74号 在外選挙人名簿に登録する者を定めること
  - (5) 議案第75号 選挙人名簿抄本閲覧者を公表すること
- 7 会議の記録

### 【議事日程について】

委員長 出席委員が4人であり、地方自治法第189条第1項の規定により会議が有効に成立している旨を告げる。

（午前9時22分 開会）

委員長 本日の日程について、事務局に説明を求める。

事務局 本日の日程について説明する。

（事務局、日程を説明）

委員長 日程について異議があるかを諮ったところ、異議がないので日程のとおり会議を進める旨を告げる。

委員長 議案第71号及び議案第72号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

**【議案第71号 選挙人名簿から抹消すること】**

事務局 抹消する者の数であるが、公職選挙法第28条第1号該当者は、死亡した者等で、98人である。その内訳は男55人、女43人である。

第2号該当者は、市内に住所を有しなくなってから4か月を経過した者で、538人である。その内訳は男292人、女246人である。

第4号該当者は、登録の際に登録をされるべきでなかった者で、1人である。その内訳は女1人である。

**【議案第72号 選挙人名簿に登録する者を定めること】**

事務局 今回、登録する者は、平成17年9月2日以前に出生した者で、海老名市に引き続き3か月以上住所を有する者のうち、新たに名簿に登録される方が対象である。

登録する者の数であるが、男1,123人、女941人である。決定後登録者数の合計は、男57,854人、女57,608人、合計115,462人となる。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第73号及び議案第74号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

**【議案第73号 在外選挙人名簿から抹消すること】**

事務局 今回抹消する者の数については、女1人である。

また、抹消する者の最終住所地又は申請時の本籍、氏名等については、別冊「議案資料」に記載のとおりである。

**【議案第74号 在外選挙人名簿に登録する者を定めること】**

事務局 今回登録する者の数については、女1人である。

また、登録する者の最終住所地又は申請時の本籍、氏名等については、別冊「議案資料」に記載のとおりである。

前回の時点での在外選挙人名簿登録者数は、男55人、女76人、合計131人であった。

今回の女1人の抹消及び女1人の登録により、議決後の在外選挙人名簿の登録者数は、男55人、女76人、合計131人となる。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第75号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

**【議案第75号 選挙人名簿抄本閲覧者を公表すること】**

事務局 公職選挙法第28条の4第7項の規定により、選挙人名簿抄本の閲覧の状況について公表するものである。

閲覧申出は8件で、内訳については第28条の2第1項の政治活動に係る公職の候補者等又は政党その他の政治団体の閲覧が8件であった。

申出者の氏名等については、議案書に記載のとおりである。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

議案審議を終了とする。事務局から定時登録における報告を願う。

**【定時登録における報告】**

事務局 それでは報告する。

報告1 地方自治法第74条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

これは、条例の制定又は改廃の請求等をする際に必要な人数を定めたものであり、選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、2,310人となる。

報告2 地方自治法第76条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

これは、議会の解散請求等をする際に必要な人数を定めたものであり、選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、38,488人となる。

報告3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項等に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

これは、市町村の合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求等する際に必要な人数を定めるものであり、選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、19,244人となる。

#### 【協議事項】

- ・令和5年第12回選挙管理委員会の会議録の確認について
- 内容について修正なく、ホームページに公開することとした。

#### 【報告事項】

- ・市議会議員選挙及び市長選挙立候補予定者事前説明会開催要領について
- 資料の開催要領に基づき、事前説明会を実施することを報告した。
- ・市議会議員選挙及び市長選挙審査係従事者研修・説明会について
- 資料のとおり、審査係従事者に対し研修及び説明会を実施することを報告した。
- ・投票の効力に関する争訟について
- 令和5年4月23日執行中野区議会議員選挙における投票の効力について、中野

区選管と東京都選管とで異なる判断がされた事例があったことを報告した。

・ホームページにおける選挙管理委員会会議録の閲覧数について

→ 令和5年1月から7月までの各月の閲覧数を報告した。

(1月25件、2月12件、3月23件、4月36件、5月14件、6月9件、7月15件)